

2月26日（第1日）

2月26日(火) 第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
6番	平川博之	7番	酒永光志
8番	上本一男	9番	花野伸二
10番	沖元大洋	11番	上松英邦
12番	吉野伸康	13番	山本秀男
14番	胡子雅信	15番	登地靖徳
16番	浜西金満	17番	山本一也
18番	林久光		

欠席議員

5番 熊倉正造

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	御堂岡健	総務部長	仁城靖雄
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	山本修司
産業部長	長原和哉	土木建築部長	廣中伸孝
企画部長	江郷壱行	教育次長	小栗賢
危機管理監	加川英也	消防長	丸石正男
企業局長	道丹幸博		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂典幸
議会事務局次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	議案第13号 江田島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について
日程第5	議案第14号 江田島市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案について
日程第6	議案第15号 江田島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第7	議案第16号 江田島市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 8 議案第 17 号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する  
条例案について
- 日程第 9 議案第 18 号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案  
について
- 日程第 10 議案第 19 号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する  
条例案について
- 日程第 11 議案第 20 号 江田島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び  
に水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改  
正する条例案について
- 日程第 12 議案第 21 号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案につい  
て
- 日程第 13 議案第 22 号 和解及び損害賠償の額の決定について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（林 久光君） 皆さん、改めましておはようございます。

平成31年第1回江田島市議会定例会が招集されました。皆様方には早朝からお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

そしてまた、傍聴席の皆様にも、本日も早朝からいらしていただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから平成31年第1回江田島市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は17名であります。

熊倉議員から欠席する旨、届け出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（林 久光君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 皆様おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、平成31年第1回江田島市議会を開会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に関し、格別の御理解と御協力をいただきまして、深く感謝申し上げます。

さて、市内を見回しますと、梅の白やピンク色の花が徐々に咲き始め、多くの木々には春を待たんばかりの芽が大きく膨れてきて、すぐそこに春の息吹を感じられる季節となりました。

また、暖冬と予想されておりましたこのたびの冬は、暖かな日の翌日には急に寒さが厳しくなったり、経験とは異なる自然の流れがそこにあるように感じております。

そうした中、自然の驚異には逆らえず、本市におきましても、昨年7月豪雨災害では甚大な被害をもたらせ、多くの市民の皆様に御心労と御負担をおかけしているところでございます。

市では、2月1日には国からの最終の災害査定も終え、復旧、復興につきまして本格復旧工事開始という次の段階に移っております。この災害に関連いたします総予算は平成30年度、31年度の総合計で38億6,000万円にものぼり、復旧には期間も2年から3年はかかる見通しでございます。一刻も早く以前の生活や町並みを取り戻せるように全力を傾注してまいります。

このように、新年度予算につきましては、災害復旧、復興を最優先とした予算としており、詳しくは施政方針の中で述べさせていただきます。しかしながら、その中であつても未来に向けた努力は引き続き行っていかなければなりません。

今市議会定例会は平成31年最初の定例会であるとともに、平成最後の定例会でもございます。

主には、平成という30年の長い歴史の中には、今、まさに議論しておりますサンビーチおきみが平成8年に、シーサイド温泉のうみは平成10年に完成をいたしました。そして、平成14

年には、ふるさとの心を育てるさとうみ科学館のオープン、また、今年度には、海軍兵学校移転130年を記念しての特別展示を行いました学びの館が平成15年に建築されております。そういった中で、平成最大の出来事と言えば、32回にもわたる合併協議会や、市民の皆様による多くの議論を経て実現いたしました平成16年11月1日の江田島市誕生でございます。4つの町がそれぞれ紡いできた歴史が一つとなり、より強固に、より近くに、より仲よく、新たな歴史を歩み始めました。

そして、平成18年の送水トンネル崩落事故による断水や、平成23年の東日本大震災でのフェリーの貸し出しにおいて、きずなや縁をつなげてまいりました。このように私たちは平成という一つの時代をしっかりと歩み、改元というこの新たな大きな歴史の節目に生きております。そして、先人の皆様が築き上げてくださったこの愛する江田島市を次の時代へ、未来へつないでいく責任が私たちにはございます。いいものをつくり、いいものを残していく。それを目に見える形とするために、私の方針であります3つの重点テーマ、仕事の創出、子育てしやすい環境づくり、健康寿命の延伸にぶれることなく、邁進してまいります。

その一つとして、地域包括ケアシステムの構築は大切なものと思っております。本市におきましても、構築に向けての準備を進めているところではございます。しかしながら、まだまだこの言葉も市民の皆様に浸透しているわけではございません。

地域包括ケアシステムというのは、厚生労働省の説明では、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全、安心、健康を担保するため、医療や介護、予防のみならず、生活サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場、日常生活圏で適切にできるような地域での体制と言われております。読んだだけでは、あるいは聞いただけではよくわからない感じがいたします。県のトップセミナーでの講師の言葉をお借りいたしますと、地域包括ケアシステムとは、なじみの人間関係のある場所、つまり住みなれた地域で、マイペースに生活ができる気楽さが目的とのことで、最後まで自分らしい暮らしを続けること。このことを地域全体で支えるということでございます。江田島市全体がそうなれば、高齢者の方も、ひとり暮らしの方も安心して江田島市に住むことができる、そんないいまちができると思っております。

そうするためには、職員もさらなる努力をする必要がございます。そのため、私はまちづくりに取り組む姿勢といたしまして、2点、職員と共有したいと考えております。

1点目は、挨拶でございます。市民の皆様への挨拶はもちろんのこと、職員同士におきましても挨拶を徹底するというところでございます。挨拶とは、自分を開き、人に近づき、人に迫り、お互いに心を通わせ合うということの意味でございます。

2点目が、当たり前のことを当たり前にするということでございます。自分の与えられた職務は何か、職員としての使命は何かということをお問自答し、初心に戻りまして全てに感謝をし、職務を全うするというところでございます。今さら何をと感じられる方も多いかと思えます。しかしながら、昨年末、心ならずも私を含めまして職員を処分せざるを得なかったことを踏まえれば、当たり前のことや当たり前に行われていなかったところに原因があると思っております。そうした当たり前のことを当たり前にする、このことに江田島市の明るい未来へ向かう鍵があると確信をしております。

江戸時代の儒学者であります伊藤仁斎先生の言葉に、勇往向前という言葉があります。勇気をもって前に進め。一日は一日より新たならんことを欲すというのがございます。人はきのうより

きょう、きょうよりあすと、勇気を奮って日々新たに成長することが大事であると教えていただくものでございます。

私も市長に就任をさせていただきまして、きょうで814日目となり、一年目よりも二年目、二年目よりも三年目と、勇気を奮って常に新たな施策を展開しながら、皆様とともに江田島市の成長をなし遂げるため日々努力をしております。

議員各位の一層の御支援と御協力をぜひともお願いをいたします。

さて、今議会では、江田島市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案など、当面する市政の重要案件につきまして、御審議をお願いすることといたしております。これら各案件につきましては、後ほど御説明を申し上げます。

何とぞ、十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、12月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきまして、主なものを報告させていただきます。

市政報告書1ページの1項目めでございます。

江田島市消防出初式についてでございます。1月12日、能美運動公園におきまして、笑顔テーマに江田島市消防出初式を開催いたしました。当日は、404人の市民の皆様や来賓の皆様の御参観の中を、市内の防災関係機関及び防災関係者438人の方や、車両26台が分列行進を行いました。公開訓練では、消防団によります放水展示と消防本部及び消防団によります一斉放水を披露いたしました。

また、女性消防団員の皆様によります豚汁の炊き出しが盛況で、防災〇×クイズにも多くの参加があり、大変盛り上がりました。

今後も市民の皆様の負託に応えるため、消防力の強化を図るとともに、市内の防災関係機関及び防災関係者の方とのさらなる連携強化に努め、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

他の項目につきましては、報告書のとおりでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（林 久光君） 以上で市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による平成30年11月及び平成30年12月に係る例月現金出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

朗読は省略いたします。

以上で議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（林 久光君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において13番 山本秀男議員、14番 胡子雅信議員を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○議長（林 久光君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月15日までの18日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決定いたしました。

#### 日程第4 議案第13号

○議長（林 久光君） 日程第4、議案第13号 江田島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第13号 江田島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてでございます。

個人識別符号に係る個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いに関する規定の整備を行うとともに、個人情報の不正な提供等に対して罰則を設けるため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第13号につきまして御説明をいたします。

議案書2ページから4ページに改正条文を5ページから7ページに新旧対照表を8ページ、9ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

1、背景でございます。国の個人情報の保護に関する基本方針におきまして、地方公共団体がそれぞれの個人情報保護条例の見直しに当たる際には、参考とされております行政機関個人情報保護法がございます。この行政機関個人情報保護法の一部が改正され、個人情報の定義の明確化など規定の整備が行われたところでございます。

2、概要でございます。この国の基本方針や行政機関個人情報保護法の改正を踏まえまして、本市におきましても個人情報保護条例を改正するものでございます。

3、内容でございます。まず（1）の個人情報の定義の明確化でございます。アといたしまして、個人識別符号を定義をいたしまして、これが個人情報に該当することを明確化するものでございます。

1つといたしまして、身体的特徴を電子計算機の用に供するために、変換した符号で、DNAや顔、虹彩、声紋などを変換した符号などが該当いたします。

もう一つは、対象者ごとに異なるものとなるように、割り当てられた文字や番号、記号、その

他の符号のことで、パスポートの番号、基礎年金番号、運転免許証の番号などが該当いたします。

イといたしまして、条例の第2条第2号に規定をしております特定の個人を識別できるものにつきまして、他の情報と容易に照合することができるものから、容易にを削除いたしまして、他の情報と照合することができるものと改めるものでございます。

次に、(2)の要配慮個人情報の取り扱いに関する規定でございます。

アといたしまして、本人の人権、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪経歴などの記述等が含まれる個人情報を要配慮個人情報といたします。

次のページ、9ページをお願いいたします。

イといたしまして、個人情報取り扱い事務登録簿に、この要配慮個人情報の取り扱いの有無を明記することとしております。

次に、(3)罰則規定でございます。個人情報を取り扱う者として、職員等には当然ながら厳密な取り扱いをしなければなりません。また、今もそうしております。しかしながら、より一層取り扱いに注意をする必要があることから、懲役刑を含む罰則規定を設けるものでございます。内容につきましては、表のとおりでございます。

4、施行期日でございます。施行日は、公布の日から施行することとしております。しかしながら、罰則規定につきましては、公布の日から6月を経過した日からとすることとしております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長(林 久光君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山本一也議員。

○17番(山本一也君) やぶさかではないんですけど、これに一つ通知型を取り入れたらいかがでしょうか。

○議長(林 久光君) 山井市民生活部長。

○市民生活部長(山井法男君) 今、個人通知型とおっしゃったのは、それは初めて聞く方もいらっしゃるかもしれませんが、戸籍の請求が市役所にあります。それはいろいろな、どう言いますか、弁護士さんであるとか、司法書士からの請求がある場合があります。それはいろいろな裁判でありますとか債権の関係です。そうしたときに、これは市のほうで制度上戸籍は発行するわけですが、それは本人の知らないところでなされるということがございます。これにつきまして、こういう請求がありましたよというのを本人に通知するというのに取り組んでいる自治体があります。これにつきましては、まだ広島県内ではわずかの自治体しか取り組んでないわけですが、我々もこの制度につきまして今研究を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長(林 久光君) ほかに質疑ありませんか。

4番 岡野議員。

○4番(岡野数正君) 今回の改正されるこの個人情報の条例でございますけれども、特徴的なものは罰則規定というのが今回入っております。非常に厳しい罰則になっておるわけでございます。そうした上で、それではこの条例そのものの改正、あるいはその秘密に属する事項が記録されたものを、これを出してはいけませんよというのをしっかりとした取り組みとして、職員に

どのような形で周知を図っていきたいと思われているのか、お願いいたします。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） このたびの条例では罰則規定を設けております。これらの周知につきましては、罰則の主な対象ですね、これは職員で、やはり職員でございますので、職員には社内メールというのがありますので、社内メールなどを通じまして通知、また紙による事務連絡も当然行います。さらには、職員には個人情報保護に関する研修も毎年行っております。そういった中で、今回の罰則につきましても周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 4番 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。これ職員研修を本当にしっかりやらないと、結局この罰則規定に適用されるのは職員になってきます。職員もそこらあたりかなり深くしっかりと理解しておかないと、ちょっとした気持ちがとんでもないことになってしまうということにつながってまいりますので、その点については、研修をさらに力を入れて行っていただきたいというふうに思います。

それでは続いて、これは第34条関係の罰則になりますけれども、指定管理、いわゆる指定管理者に対してもこの対象になるということでございます。つまり職員だけでなく指定管理、今、本市のほうではいろいろと指定管理を受けていただいている事業者の方がいらっしゃいます。こうした方々にもこの個人情報保護条例の取り扱いについて十分注意していただく必要があると思っておりますが、この点についてどのようなお考えをお持ちですか。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 指定管理の方に対する個人情報の取り扱いということでございますけれども、指定管理の方にこの罰則規定のそのものが直ちに当てはまるのかと申したら、実はそうではなくて、公文書によるものが個人情報になり得るものです。なので、今、本市で受けてくださっております指定管理者につきましては、この個人情報保護条例の中の個人情報というところには当たらないんですけれども、当然ながら今の指定管理者につきましては、個人情報を厳密に取り扱うという規定もありますし、そういったことをやっております。それは指定管理者のほうの条例にも書いてありますし、当然それをやっていかなければいけないということでございますので、直ちにこれの罰則規定にはまるというものではないということでございます。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 4番 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。こういった条例というのは、ある意味本市の憲法のようなものでございます。職員もこれを厳密に守り、個人情報の漏えいによった不利益が起こらないようにという目的でつくられるわけですから、運用をしっかりとされた運用をされて幾らということになります。つくって終わったのではこれはなかなか難しい。何のためにつくったのかということになりますから、これがしっかりと守られるような指導、研修というのをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（林 久光君） ほかにありませんか。

14番 胡子議員。

○14番（胡子雅信君） ただいま岡野議員のほうから質問されたことについて、さらにとい

うことなんですけれども、これ先ほど指定管理者の部分のところとですね、それがすぐにあてはまる、あてはまらないというのは、公文書という部分でということの答弁がありました。これ非常に職員も含めてなんですけれども、わかりにくい条例であるなというふうに思うんですね。やはり、こういった場合に、こういう場合はこのものに該当するとかしないとかという例示というものをやはり職員研修の中でも、単にこういった、どう言うんですか、きょういただいたようなペーパーではわかりにくいところが、グレーな部分も出てくると思うんですね。

また、これは現の職員でなくて、職員であったものとか、あとは受託者、過去に従事していたと、そういった方々にも対象となるというところもあります。これ指定管理者の部分もそうなんですよね。そういった意味ではわかりやすい冊子というものをつくっていただけないか。また、もちろんこういった個人情報に関することですので、市民の方々にもこういった条例ができました。条例は、まさしく先ほど岡野議員がおっしゃったとおり、江田島市の法律でございますので、やはりここをきっちり市民の方々にもわかる、こういった説明が必要であるかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 個人情報に関する法令につきましては、結構複雑でございまして、今回に出ささせていただきました個人情報保護条例というのは、江田島市役所が保有する情報ということになります。混同しがちなのは通常の個人情報はどうかということになってくるわけなんですけれども、これは国の法律の上におきまして個人情報保護法というのがございます。これは民間企業を含めて全てに適用していくものでございます。と言いながら、また国が保有する公文書に関するまた個人情報等もあります。これは先ほど言いました行政機関個人情報保護法というものがございます。合わせまして独立行政法人というのがあります。これにもまた法律がございまして、独立行政法人等個人情報保護法というのがございます。そのように結構個人情報保護と言いながらも全てのいろんな法律がございまして、またマイナンバー法もございまして、番号法に関することもこれとはまた別の法律で規定されてございまして、そこにもやはり罰則規定などもございます。なので、一概に個人情報と言っても幅広くありますし、とは言いながらも、個人情報の基本的なものというのは個人情報保護法というのがもとになりますので、これにつきましては国のホームページとか、そういったところを参照すればたくさん事例とかも出てくると思います。私たちもこれにつきましてはあくまでも職員が主な対象者でございますので、職員に対しましてはしっかりと研修をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 14番 胡子議員。

○14番（胡子雅信君） わかりました。今、仁城総務部長がおっしゃったところで、いろんな個人情報の法律であるとか、条例であるとか、いろいろなものの中で、多分職員さん自身が混乱するんじゃないかと。これきっちり研修するとともに、また逆に市民から見ると、例えば行政職員が、これちょっとまずいんじゃないというのが出てくるでしょう。そういった意味で、きっちりわかるような研修であるとか説明、もちろん先ほどの指定管理者も含めてですけども、受託者も含めてですけど、ここきっちりやっていかないとみんながみんな法律、条例、独立行政法人という、何かわけわからなくなってしまうので、そこはきっちりお願いしたいなというふうに思います。

○議長（林 久光君） それでは、ほかには御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第5 議案第14号

○議長（林 久光君） 日程第5、議案第14号 江田島市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第14号 江田島市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

国民健康保険税の激変緩和措置の見直しによる税率改正等に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第14号について説明いたします。

このたびの改正は、国民健康保険税の激変緩和措置を見直し、現行条例の一部を改正するものです。

議案書11ページから13ページが改正条文、14ページから19ページが新旧対照表、20ページから22ページに参考資料として改正要旨を添付しております。

20ページからの参考資料により、主な改正内容について説明いたします。

まず、第1条による主な改正でございます。

1、改定の概要ですが、背景としまして、平成30年4月からの国民健康保険の県単位化に伴い、昨年度、平成30年度から平成32年度までの3年間の激変緩和措置の税率を定めたところでございます。

平成30年度以前の医療費の精算等により、国民健康保険財政調整基金が枯渇し、激変緩和措置の税率を維持することが困難になったことから、このたび平成31年度の税率を改正させていただくものです。

改正後の構成としまして、附則で定めた国民健康保険税の平成30年度分から平成32年度分の激変緩和措置の税率を平成31年度分以降について毎年度本則で税率を定めることに変更することとし、関係規定を整備するとともに、字句の整備を行います。

2、改正の内容としまして、(1)国民健康保険税の激変緩和措置の見直しに係る税率改正について、第2条の課税額の規定に資産割額を加え、第3条から第9条の3までそれぞれ税率を定めます。これらの改正による国民健康保険税の新税率は21ページの表のとおりでございます。

続いて、21ページの下にあります(2)字句の整備についてです。第22条の2第2項について、特例対象被保険者等に求める書類の提示に関する規定の字句の整備を行います。

22ページに移りまして、第2条による主な改正でございます。

1、改正の概要としまして、第1条の改正概要のとおり税率を本則で定めることに伴う関係規定の整備を行います。

2、改正の内容としまして、国民健康保険税の激変緩和措置の見直しに係る税率改正について、改正前の附則第3条で、平成30年度分から平成35年度分までの国民健康保険税の税率を規定しておりましたが、平成31年度以降の税率に関する規定を削ります。

今回、改正案の税率と改正前の平成31年度、平成30年度の税率の比較については、こちらの表のとおりでございます。

続いて、附則の説明をしますので、13ページに戻ってください。

まず、施行期日についてでございます。附則第1条で、この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中、江田島市国民健康保険税条例第22条の2の改正規定は、公布の日から施行するとしております。また、附則第2条で、経過措置を定めております。

なお、今回の税率改正につきましては、市民・被保険者に対し、広報等を通じて丁寧な説明に努めてまいります。

以上で、説明を終わります。

○議長(林久光君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 酒永議員。

○7番(酒永光志君) それでは質問いたします。そもそもこの当該条例ですね。これについては、昨年2月6日の全協で国民健康保険の県単位化について説明があり、平成30年2月26日の定例会に条例改正案が提出され、賛成多数で議決をされたところであります。

その内容は、平成30年度から35年度分までの保険税の激変緩和措置として、まず平成30年度分から平成32年度分までの税率の特例が定められ、その中で平成32年度分から35年度

分の激変緩和の税率が示されております。33年度から35年度分の税率は国民健康保険財政調整基金の残高の状況に応じて定めるというものであり、これについては平成30年の4月1日から施行をされております。

条例施行後1年もたない本年2月8日の全協において国民健康保険の財政状況、税率改正についての説明がありました。その中身は、平成29年度決算見込み時において国保基金残高1億464万2,000円が見込まれ、これを活用して平成30年度から国保税の激変緩和措置を6年間実施するとしたが、決算見込みを29年10月診療分から30年2月診療分の医療費が例年を大幅に上回る増加。また県調整交付金の減により決算時の基金残高が5,475万円となった。このため30年度決算見込みにおいてこの基金残高5,475万円全額を取り崩しても4,049万8,000円の財源不足が見込まれると。これについては法定外の一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況となったと。やはり資料の中で31年度においても30年度と同様に一般会計からの法定外の繰入金に頼らざるを得ない状況となったということの説明がありました。

結果、6年間実施するはずの激変緩和措置は、たったの1年間で終了となるわけで、被保険者にとっては非常に残念な、また、このことは市の信頼感を損ねる条例改正であると思います。

そこでお聞きします。今回の改正について、国民健康保険の運営協議会で説明をされ、答申等も得られたと思うんですが、その運営協議会ではどのような意見があったのか、教えてください。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 国保税の税率改正につきましては、昨年2月の議会で議決をいただきまして、その後の経緯は議員おっしゃったとおりで、我々職員の見通しの甘さによりこのようなことになり、大変申しわけございません。

それで、国保運営協議会での意見はどうであったかということでございます。

1月29日に国保運営協議会を開催しまして、国保運営協議会といいますのは、税率改正のみでなくて、健康診断の受診率でありますとか、市民の健康づくりなどのことも話し合うわけですが、ここでは税率改正についての意見のみについてお答えさせていただきますけれど、税率改正にあわせてあった意見としまして、県単位化によって保険税が下がるのではなかったのかと、市民もそのように思ってるぞということでありました。ただ、そこを誤解がありますのは、保険税はこれはどうしても医療費がずっと毎年伸びてますから上げざるを得ないと。ただ、本市の国保での医療費、一人当たりの医療費が平成20年は県内23市町中5位でしたけれども、ここ2、3年は2位の状況です。要するに一人当たりの医療費が高いと、高いのであればそれに見合う保険税も上げざるを得ないというのが現在の江田島市の国民健康保険税の状況です。

それに対しまして、今年度から県単位化になりましたけれども、県単位化になることによってこれは県全体でプール計算をしますので、平均的な、6年後には県内ほぼ統一された保険税になると。ですから、江田島市は医療費高いけれども、本当はそれに見合う保険税に対して上げないといけないけれども、県単位化によって下がるという説明をしてきたものですから、下がる、下がるということだけが捉えられてちょっと誤解を生んでいるということでもございました。そういった説明をしまして理解をいただいたところです。

そして、そのほかにも幾つかありましたけれども、国保運営協議会の委員さんの皆さんの受けとめ方としましては、基金が枯渇したのであれば今回の税率改正はやむを得ないねという、おおむねの委員さんの受けとめであったように私は感じました。

以上です。

○議長（林 久光君） 7番 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 30年度について、先ほど財源不足額を法定外の一般会計からの繰入金をするとなりました。今回の国民健康保険、また一般会計の補正で約4,000万円という予算が計上されております。多分それに該当するのかなというように思っておるわけですが、これについて31年度はどうなるのか。

例えば、今回この改正によって31年度は全然その法定外の繰入金は考えていませんよと言われるのかどうか。それと、さらに言えば、昨年の改正で税率を示しておりました32年度までは財源不足分について一般会計からの繰入金でしのぎ、せめて3年間は激変緩和とすべき考えはなかったのでしょうか。

もう1点、今回の改正で、被保険者にとっては大変な負担増になるわけです。先ほど部長は広報等を通じてPRに努めると、周知に努めるとおっしゃられましたが、やはりその広報に頼るのではなくて、被保険者の理解を得るための説明会、またその方策を考えていくべきではないかと思っておりますが、どのように考えておられますか。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 3点御質問がありましたので、順にお答えをさせていただきます。

最初が、法定外繰入について、31年度についてはどうかと。発生するんじゃないかということでございますけれども、これは今回税率を改正させていただくことによって実質的な運営、国保会計のみでの運営をしたいというふうに考えておまして、今回税率を上げさせていただいております。

それから2点目としまして、昨年議決いただいた激変緩和措置を維持するために、基金は枯渇したけれども、それを一般会計繰入をしてでもそれを維持する考え方はなかったかという御質問だったと思います。これにつきましても、11月ぐらいからですか、もちろん昨年度の決算は確定しておりますし、今年度の状況についてもある程度見通しが立ってきたということから、11月から12月、1月と何度も内部で議論を重ね、今回提案させていただいた税率改正をして、来年度一般会計繰入をしないというのが一つの場合で、もう一つは、昨年議決いただいた激変緩和措置を維持するために、その不足分は一般会計から補填して税率を下げるというこの二つの案です。どちらかにするかということで議論をした結果、やはりこれは一般会計から繰り入れすることになりますと、それは国保に加入していない一般の皆さんの、一般の納税者の皆さんの税金をそこに投入するということになりますから、そこはふさわしくないということから、今回税率改正をお願いしているところでございます。

それから3点目の広報についてでございます。昨年の議会のときにも意見をいただきました、広報にしっかり力を入れるようにということで、30年度に入りまして広報におきまして4月号から4、5、6、7と4カ月にわたってシリーズ化して広報に国保の県単位化のことを掲載してまいりました。今回はもう県単位化は一応説明は終わっているというふうに理解しておりますので、今回のまた税率改正に至った経緯を市民に説明しないといけないわけですが、国保につきましても、決定が7月になりますので、7月に最初の納付書が届きます。ですからこの時期に合わせて広報で周知したいと考えておりますし、議員おっしゃった広報だけでなく、ほかの

方策で被保険者に説明をということでございますから、そちらについても考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 7番 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 法定外の繰入金というのは、本来は現に避けなければいけないというところは周知をしておるところです。私も知っております。ただ、やはり今回の分は余りにも6年の激変緩和措置が、その約束事なんです、条例でつくとね。それがたったの1年で、いわゆる崩れてしまう。やっぱりこれは市としての責任というのがそこにはあると思うんです。そのためには6年とは言わず、最初の税率を示した3年間はその一般会計からの繰入金をしてでも、やはり私は激変緩和を3年間だけでもやるべきではなかったかなというように思っております。

それと、部長からの説明で、江田島市の一人当たりの医療費がここ2、3年県下2位という、とにかく江田島市の医療費は高いんですね、昔から。やはりそこには、これもやっておられるんだらうと思うんですけれども、多重受診者、そこら辺のチェックであるとか、それとジェネリックという後発医薬品の薬に振りかえて、できるだけ医療費の高騰化に対処するということがございます。そこらもまず十分にやって、やはり一人当たりの受診料をできるだけ下げのような方向、これを考えていただきたいと思います。最近、後発医薬品も従来の医薬品と後発医薬品の単価がだんだん拮抗してくるような状況にあるとも聞いておるんですがね。ただただ、まだ後発医薬品のほうが安いということは確かなので、そこら辺の普及に努めていただきたいと思います。

また、被保険者に対する今回の条例改正の説明については、十分尽くしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 先ほどの私の答弁の中で、来年度の一般会計からの繰り入れについて説明足らず、誤解を招くところがありましたので、補足させていただきます。

来年度につきまして、単年度単体での一般会計繰入は考えないように税率を設定しましたけれども、過去分の精算が実はあります。これが平成29年度分の前期高齢者交付金をこれを31年度に返還しないといけないというのがありまして、これが2,300万円、それから滞納繰越分の県が示した部分に足らずが600万円、合わせて2,900万円。この過去分については、一般会計から繰り入れさせていただきたいと考えております。ただ、単年度の県納付金、それから国民健康保険税からの歳入、このところは歳入歳出が均衡するような税率にさせていただくことで、今回設定させていただいております。

○議長（林 久光君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第15号

○議長(林 久光君) 日程第6、議案第15号 江田島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第15号 江田島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長(林 久光君) 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長(山本修司君) 議案第15号 江田島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

議案書24ページに改正条文を参考資料として25ページに新旧対照表を26ページに改正の趣旨及び改正の内容などを添付いたしております。

参考資料により改正の内容について説明をいたしますので、議案書26ページの参考資料をごらんください。

まず1、改正の趣旨でございます。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護金の貸付利率を市町村が条例で設定できるとされたため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

2、法の改正内容でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により法の一部が改正され、これまで年3%に固定にされておりました災害援護資金の貸付利率について、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸し付けが可能となりました。これにより、本市におきましても被災された方の福祉及び生活の安定に資することを目的として、所要の規定を整備するものでございます。

3、条例で定める貸付利率等についてでございます。被災された方の支援の充実強化を図るため無利子といたします。原則として連帯保証人を要することといたしますが、法の趣旨に鑑みまして、市長が特に認めるときはこの限りではないことといたします。

以下に参考といたしまして、災害援護資金等の貸し付けに関しまして、1として法が適用されます災害を2としまして貸付け世帯人員ごとの所得制限を3として貸し付けの限度額をお示しいたしております。

なお、3の表欄外に記しておりますとおり、貸付け原資の負担割合は国が3分の2、県が3分の1となっております。

議案書24ページをお願いいたします。

ただいま説明いたしました所要の規定を第14条、連帯保証人及び利率として改正をし、附則として施行期日を平成31年4月1日から施行することとし、条例の施行の日前に生じた災害に対する貸し付けにつきましては、なお従前の例にするとして経過措置を定めております。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第16号

○議長（林 久光君） 日程第7、議案第16号 江田島市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第16号 江田島市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

江田島市子育て支援センターの移転に当たり、名称を変更し、母子保健事業と子育て支援事業を一体として実施することとするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（林久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 議案第16号 江田島市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

議案書28、29ページに改正条文を参考資料として30、31ページに新旧対照表を32ページに改正の趣旨及び改正の概要などを添付いたしております。

参考資料により、改正の内容について説明をいたしますので、議案書32ページの参考資料をごらんください。

まず1、改正の要旨でございます。本市が進めておりますまちづくりの3つの重点テーマの一つであります子育てしやすい環境づくりの取り組みとして、子育て支援センターを新年度、平成31年4月に子育て世代包括支援センターとして移転、開設するため、江田島市子育て支援センター設置及び管理条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に2、改正の概要でございます。子育て世代包括支援センターは、国の子供を産み育てやすい環境づくりの中で、母子保健法第22条の改正によりまして、平成29年4月から市町村に設置することが努力義務とされました。

また、広島県におきましても、広島版ネウボラとして、平成29年度から母子保健と子育て支援が一体となった拠点窓口を県内全域に広げることを目指しております。

本市におきましても、これまで旧江南保育園などを利活用して開設しておりました子育て支援センターの機能をさらに充実させ、保健師を配置するなど、専門性を生かしたワンストップ拠点を設けるため、新たに子育て世代包括支援センターとして改編するものでございます。

3、改正内容でございます。議案書30ページ、改正いたします条例案の新旧対照表をごらんください。

表の右側の欄に現行条例を左側の欄に改正案をお示しし、改正部分に下線を付しております。

まず、題名を江田島市子育て世代包括支援センター設置及び管理条例に改め、第1条に設置として、目的及び根拠法を規定し、第2条では、名称及び位置として、名称を江田島市子育て世代包括支援センターに、位置を移設先の江田島市江田島町中央4丁目18番28号と改めております。

事業を規定いたします第3条では、これまでの子育て支援事業に新たに母子保健事業を第1号から第4号に加え、字句などの整理を行い、第6条では新たな施設となります子育て支援事業室、会議室及び多目的室の使用料をそれぞれ規定いたしております。

議案書32ページにお戻りください。

4、施行日につきましては、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行することと

いたしております。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 岡野議員。

○4番（岡野数正君） 今、子育て世代包括支援センター、まさにでき上がっているところがございます。この支援センターは市長も先ほどおっしゃいましたけれども、3つの中のテーマ、これは人口減少を抑制するためにも絶対必要だということで、子育てしやすい環境づくりに大きく寄与するのではないかと、このように考えておるところでございます。

そうした中で、少し伺いたいのが、この施設の中に子育て支援事業室がございます。31ページをごらんいただきますと、1時間当たりの使用料が840円ということになります。冷暖房を使った場合には5割増しということになりますから、1時間で1,260円ぐらい払わなくてはいけないということになるんですね。

私、思いますのは、せっかくこうしたすばらしい施設をつくっていただいたわけですから、この後は少しでもたくさん多くの人に使いやすい、使ってもらえるような施設とするべきではないかと思うんですが、この使用料の設定の基準、根拠について伺いたいと思います。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 使用料の設定の根拠についてのお尋ねでございます。

本市の公共施設の使用料につきましては、全ての公共施設において平米当たりの単価を定めております。議員お尋ねいただきました子育て支援事業室が205平方メートルほどあります。そのほか、多目的室が46平方メートル、会議室は54平方メートルとそれぞれございますが、市の規定の中では、40平方メートルから60平方メートルまでの部屋は平方メートル当たりが7円で、200平方メートルから400平方メートルまでが平方メートル当たり4円と、それぞれ全ての公共室がこの基準に基づいて使用料を設定させていただいておりますので、子育て世代包括支援センターについてもこれに基づき設定をさせていただいたところがございます。

○議長（林 久光君） 4番 岡野議員。

○4番（岡野光志君） わかりました。そこで伺いますけれども、確かこういった施設については減免措置があるかと思うわけでありまして。少しでも多くの方に使っていただく、子育て世代の多くの方が使っていただくためにも、その減免措置の対象になるような想定はされておりますか。これは使用状況に多分よるだろうとは思いますが、それも含めてお願いいたします。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 施設の使用料の減免に関するお尋ねでございます。

本市の公共施設の使用料の減免につきましては、江田島市公の施設の使用料の減免に関する要項を定めております。ここの定めにありますのが、別表の中に全額を免除する場合にはこうですよというふうな定めがあるんですけれども、その中の2番目で、利用者の半数以上が児童、障害者及び高齢者の場合は全額を免除しますよと、このような規定がされております。

また3号では、市の政策に沿った事業を展開するための利用は全額免除しますということになっておりますので、子育て世代包括支援センターの設置の趣旨に鑑みまして、おおむねほとん

どの利用がこの全額免除の場合に当たるのではないかというふうに想定をいたしております。

以上です。

○議長（林 久光君） 4番 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。ここでせつかくですので、まず、福祉保健部のほうで、この子育て支援事業室、こういったこの部屋をどのような形で使おうと、どのようなことを想定されているのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 今現在、江南のふれあいセンターで子育て支援センターを運営させていただいておりますが、その中では、子育て世代の皆さんが交流していただくための場としてここにこひろばというのを開設しておりますが、このにこにこひろばを開設するための主な部屋になろうかというふうに想定をしております。

またそれ以外にも、これからは母子保健事業をこちらのほうでも展開してまいりますので、母子保健、親子ですくすくでありますとか、食育の取り組みでありますとか、そういった取り組みもこの中でやっていきながら、またサークル活動も育成していきたいというふうに考えておりますので、主催事業以外にも、自主的な子育て世代の皆さんがサークル活動をしていただく折にもこの部屋を使っていただければ、子育てしやすい環境づくりに資する取り組みになるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） ほかに質疑ありませんか。

7番 酒永議員。

○7番（酒永光志君） この世代包括支援センター設置、これは大変市長の思いも入ったいい施設であると思っておりますし、今後この利活用によって子育てに対しての向上につながるるとこのように私思っておりますが、ただ、この位置的なもので、例えば私どもの沖美町、大柿町の深江、また幸ノ浦等、かなり遠方からここに通うというか、利用するためには車でないと行かれない。ただ、全世帯に車があるわけじゃないんですよ。この子育て支援に対する出前講座的なものであるとか、そういう、ここを利用することができない方たちに対しての施策をどのように考えておられますか。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 子育て世代への支援策についてのお尋ねであろうかと思いません。来年度、子ども・子育て支援事業計画を策定する年度となっておりますので、その中で子育て世代の皆さんの幅広いニーズを捉えながら、新しい施策を組み立てていきたいというふうには考えておりますが、私自身の考えでは、子育て世代包括支援センターという箱物ということでは、この箱を整備するのが最後になるのかもしれないかもしれませんが、それぞれの保育園で実施しております園庭開放事業を充実させるということでありましたり、これより後、建設をさせていただきます認定こども園の運営の中で子育て支援室を活用したソフト事業を充実させていきましたり、そういった幅広いソフトな、ソフト事業の部門で子ども・子育て世代支援事業計画の中でソフト事業の充実には努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 7番 酒永議員。

○7番（酒永光志君） ぜひそのように進めていただきたいと思います。古くは母子保健法、母子支援法とか、そういう母子相談であるとかいうことをそれぞれ各町でやっておられたんですよ。現在もそれに近いものを作っておられるかもわからないんですが、せっかく保健師等が常駐ということになれば、来るのを待ってやるのではなくて、やはり出て行ってもそういう活動をしていただきたいと思います。このように思っておりますので、ぜひここを中心として、いわゆる放射状に出て行ってもらって、この子育て世代に対する応援をよろしく願いをいたします。

○議長（林 久光君） ほかに質疑はありませんか。

14番 胡子議員。

○14番（胡子雅信君） 先ほどの子育て世代包括支援センターということで、これからは妊産婦も含めた、そういった相談の場所ということであると認識しております。これが建設するに当たりましたもちょっと申し上げたことですが、やはりいろんな方々、その子育て世代の方々が来るに当たっては妊産婦、もしくは乳幼児を抱える保護者が来られるということで、駐車場も現在、何台確保されているのかということですね。もちろん近くに認定こども園がありますけども、その駐車場からその場所まで遠い、徒歩で行くと遠いということもこの前、以前申し上げたとおりでございますが、実際何台確保されるのか、もしくはこれから確保しようとしているのか、この点を教えてください。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 駐車場の場所につきましては、現在建設しております敷地の南側部分がまだ未利用地として、残地として残ることとなっておりますので、当面はそちらを活用していただきたいと思います、このように考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 14番 胡子議員。

○14番（胡子雅信君） 確認ですが、これは舗装されるということによろしいですね。もしくは今の更地のままなんでしょうか。舗装されるんでしょうか。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） アスファルト舗装までは考えておりませんが、現在認定こども園えたじまの職員駐車場の程度にまでは整備したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 11時14分)

(再開 11時25分)

○議長(林 久光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第8 議案第17号

○議長(林 久光君) 日程第8、議案第17号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第17号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

宮ノ原児童公園の廃止に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長(林 久光君) 廣中土木建築部長。

○土木建築部長(廣中伸孝君) 議案第17号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例は、宮ノ原児童公園の廃止に伴い、現行条例の一部を改正するものでございます。

宮ノ原児童公園は、旧宮ノ原公民館及び宮ノ原隣保館と併設されていましたが、平成28年度にその機能を宮ノ原交流プラザへ再編、集約いたしました。このたび、未利用となっています旧施設及びその敷地を一体的に売却することになりましたので、公園を廃止することとしたものでございます。

議案書の34ページをお開きください。

34ページに改正条文を35ページに新旧対照表を参考資料として添付しております。参考資料により内容説明をさせていただき、その後に改正条文の説明をさせていただきます。

35ページをお開きください。江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表右側が現行、左側が改正案でございます。下線部について改正を行うものでございます。

別表第1中、宮ノ原児童公園の名称及び位置を削除しております。

34ページにお戻りください。附則といたしまして、施行期日を交付の日から施行することとしております。

説明については、以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第18号

○議長（林 久光君） 日程第9、議案第18号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第18号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案についてでございます。

平成31年3月31日をもって柿浦小学校を廃校とし、同年4月1日から大古小学校と統合することに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） ただいま上程されました議案第18号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長が説明いたしましたとおりでございます。

議案書37ページに改正条文を38、39ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

初めに、主な改正内容を説明させていただき、その後に議案の説明をいたします。

まず、今回の改正理由は、今年度末での柿浦小学校の廃校に伴い、屋内運動場や屋外運動場及び使用料などの整理を行うものです。

議案書38、39ページの参考資料をごらんください。

現行第2条の別表第1及び別表第2から柿浦を削るというものです。

議案書37ページをお願いいたします。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第10 議案第19号

○議長（林 久光君） 日程第10、議案第19号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一

部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第19号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

高田プールを廃止し、また柿浦体育館を江田島市体育施設とするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） ただいま上程されました議案第19号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長が説明いたしましたとおりでございます。

議案書41、42ページに改正条文を43、44ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

初めに、主な改正内容を説明させていただき、その後に議案の説明をいたします。

先ほどの議案第18号で説明しました柿浦小学校の屋内運動場を廃止し、今後は社会体育施設として利用する予定でございます。

また高田プールに関しましては、老朽化も激しく、修繕費用も増加していることから廃止を考えております。さらに夏休み中のプール一般開放事業での高田プールの利用者も少なくなっており、今後は各小学校区1プールというのを基本に、再編を考えております。なお、高田プールの代替施設としましては、能美中学校プールを想定しております。

それでは、議案書43ページの参考資料をお願いいたします。

現行の第2条の表及び別表第1の高田プールの項を削り、飛渡瀬体育館の項の次に柿浦体育館を加えるというものです。

続いて議案書44ページをお願いします。

別表第2、有料体育施設の使用料の施設使用料及び照明施設使用料の表中に柿浦体育館の項を加えたものに改めるというものです。

議案書42ページをお願いいたします。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 1 1 議案第 2 0 号

○議長(林 久光君) 日程第 1 1、議案第 2 0 号 江田島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 2 0 号 江田島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(林 久光君) 道丹企業局長。

○企業局長(道丹幸博君) それでは、議案第 2 0 号について御説明いたします。

このたびの改正は、学校教育法の一部改正により制度化された専門職大学に関する規定の追加などの改正を行うものです。

議案書は 4 6 ページから 4 7 ページが改正条文、参考資料としまして 4 8 ページから 4 9 ページが新旧対照表、5 0 ページに参考資料としまして改正の趣旨等を添付しております。

5 0 ページの参考資料により改正の趣旨、内容等を御説明いたします。

水道事業者は、水道法の規定により水道の布設工事の技術上の監督業務を担当させるため、布設工事事業監督者を、また水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を配置することが義務づけられており、法令に定める資格基準を参酌し、条例において定めてお

ります。

これらの資格要件としまして、大学等の卒業者の規定及び技術士第二次試験上下水道部門合格者の規定がございます。

まず3の改正内容（1）に示しております学校教育法の一部改定において制度化される専門職大学の前期課程を修了した者は短期大学を卒業した者に相当することになるため、短期大学卒業者の条項に専門職大学の前期課程修了者について追加するものであります。

次に3の改正内容（2）に示しております技術士法施行規則の一部改正において上下水道部門の選択科目の見直しの行われ、水道環境が上水道及び工業用水道に統合されるため、水道環境を削除するものでございます。

この条例は、平成31年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第21号

○議長（林 久光君） 日程第12、議案第21号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第21号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてでございます。

重大な消防法令違反のある防火対象物について、その違反の内容等を公表する規定及び消防用設備等の設置基準に係る規定の整備をするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 丸石消防長。

○消防庁（丸石正男君） それでは、議案第21号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

内容につきましては、52ページに改正条文、53ページから60ページに参考資料として改正する条例案新旧対照表及び61ページから62ページに江田島市火災予防条例の改正要旨を添付しております。

参考資料により御説明をいたします。

議案書の61ページをお開きください。

今回、上程させていただいております火災予防条例の改正は2項目ございます。1項目ごとに説明させていただきます。

まず初めに1、改正の趣旨（1）違反対象物に係る公表制度の整備についてでございます。平成24年5月に福山市で発生したホテル火災などを受けて、消防組織法第37条の規定に基づく国の助言、これは総務省消防庁からの通知になります。この通知を根拠に建物を利用する人がみずからその建物の危険性に関する情報を入手して、安心して建物を利用することができるよう、重大な消防法令違反のある建物に関する情報をホームページ等において利用者等に公表する制度を整備するものでございます。

2、改正の概要をごらんください。（1）違反対象物に係る公表制度の整備でございます。飲食店、百貨店、ホテル、病院、社会福祉施設等の不特定多数の利用者が出入りする建物で、消防法の規定に基づき設置が義務づけられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のうち、いずれかが消防法令に違反して未設置であるものを公表いたします。

公表はまず、消防職員が立ち入り検査を行い、違反が発覚した場合に建物の所有者等に通知を行います。通知した日から14日間経過しても違反状態が改善されない場合に建物の名称、所在地、違反内容を江田島市ホームページ等で公表することになります。

62ページをお開きください。参考としまして、公表制度の対象となる建物を具体的に用途例として網掛けでお示ししております。

続きまして、参考資料61ページにお戻りください。

2項目めといたしまして1、（2）消防用設備等の設置基準に係る規定の削除でございます。江田島市火災予防条例は制定から45年が経過いたしました。条例制定当時と比べて消防法令等による規制の強化が進んだこと及び管内における建物の状況を考慮し、江田島市火災予防条例で定める消防用設備等の設置基準に係る規定を削除するものでございます。

続きまして、3項、条例で定める消防用設備等の設置基準についてでございます。

建物に設置が義務づけられています消防用設備等は、消防法の規定により基準が定められておりますが、市町村はそれぞれの地域の実情に応じて条例により消防法の基準を強化することがで

きるものと規定されています。今回、強化していました条例の規定を削除するものでございます。  
62ページをごらんください。

(2) 消防用設備等の設置基準に係る規定の削除についてでございます。江田島市火災予防条例第5章、消防用設備等の技術上の基準の付加として規定されております第36条から第46条までを削除するものでございます。

3、施行期日につきましては、消防用設備等の設置基準に係る規定の削除は平成31年4月1日とし、違反対象物の公表制度の整備に係る規定は、周知期間の確保を図るため平成32年4月1日付としております。

以上で説明を終わります。

○議長(林 久光君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第22号

○議長(林 久光君) 日程第13、議案第22号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第22号 和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

平成30年9月25日に発生した農道陥没事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） それでは、議案第22号を御説明いたします。

議案書63ページをごらんください。

1、和解の発生の原因となる事実としまして、平成30年9月25日午後4時ごろ、能美町中町農道103号線において、建設工事用土砂の採取に向かう途中の2トンダンプ車両が農道のコンクリート路面が崩壊し横転。車両の右前部が損壊しました。また、運転手もそのはずみで肋骨を折る負傷を負ったものです。

2、和解の相手方については、記載のとおりでございます。

3、和解の条件及び損害賠償の額は、相手方に損害賠償金184万5000円を支払うことで和解します。

損害賠償金の内訳としまして、車両修理費用147万3,000円、車両牽引費用27万円、治療費5万5,050円、交通費としての慰謝料4万2,000円です。

なお、この損害賠償金につきましては市が加入しています全国町村会総合賠償補償保険により補填いたします。

このたびの事故につきましては、路盤が地下水により吸い出しを受けたため、コンクリート層面の下が空洞化していたことが原因と考えております。今後、農道の管理につきましては、基幹農道につきましては、職員の定期的な見回りを行うとともに、利用者から情報収集に心がけてまいります。このたびはまことに申しわけありませんでした。

なお、64ページには参考資料を添付しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 散 会

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、2日目は明日午前10時に開会いたしますので、御参集をお願いいたします。

本日は、御苦労さまでした。

(散会 11時55分)